

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第二五〇・二五九次調査 一九九五年(平7)四月～九月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回の調査は、一九九三年度の第二四一次調査に続き、駐車場拡張に伴う調査である。調査区は内裏の東方に位置し、第二二・一八二・二四一次調査区の南にあたる。これらの調査で、酒甕を据えたとみられる穴を内部にもつ建物・井戸などが検出されたことや、造酒司関係の内容をもつ木簡や墨書土器が出土したことから、この地区は造酒司跡であると推定している(奈良国立文化財研究所『平城宮本簡二(解説)』「一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」、本誌一六号などを参照)。

調査区は、造酒司地区の南端部及びその南を東西に走る宮内道路にあたる。検出した主な遺構は、掘立柱建物一五棟、門二棟、築地

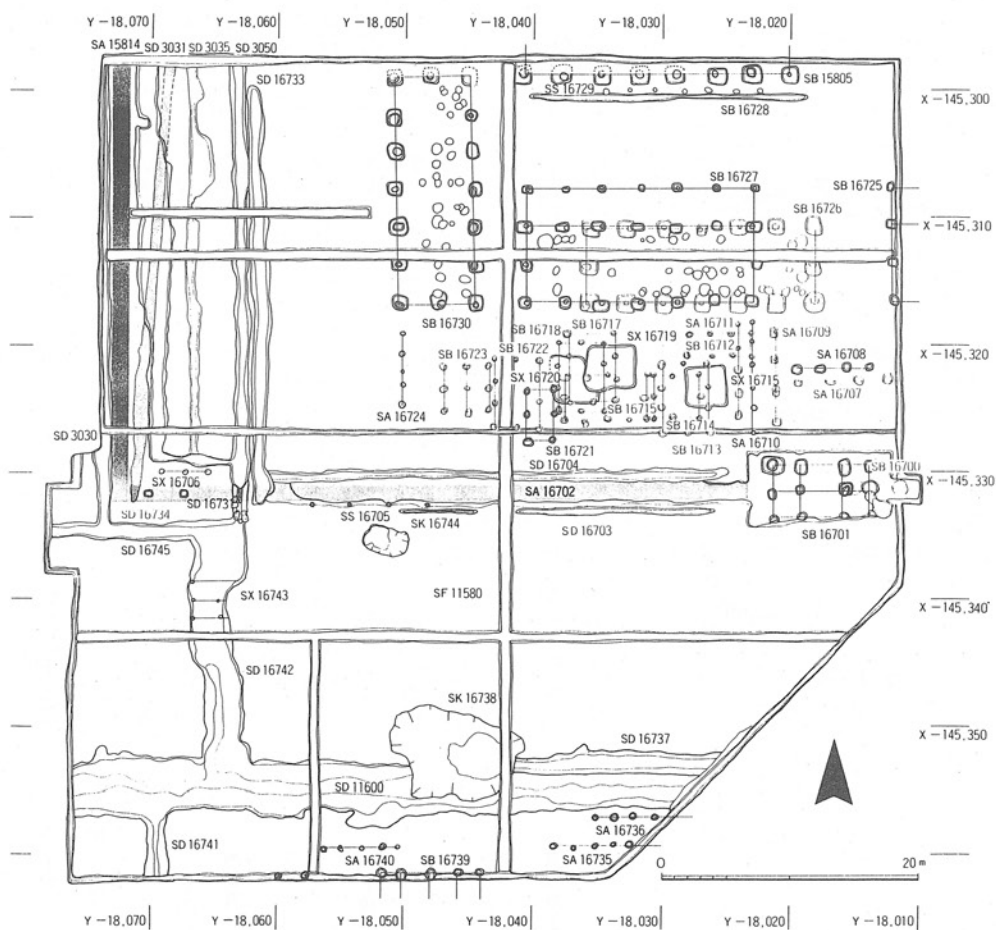
堀二条、掘立柱堀九条、溝一四条、道路一条などである。

造酒司内の遺構は三時期に大別でき、今回の調査でも甕据え付け穴を伴う建物を検出した。また、造酒司の区画の南限、西限の築地堀及び南面築地に開く門(奈良時代前半の掘立柱棟門を奈良時代後半に位置を西へずらして礎石建ち八脚門に建て替え)の位置が明らかになった。このことで造酒司の南北長が約一二五mと確定し、西面築地と南門の心々距離が奈良時代前半は約五九m、後半が約五五mであることが判明するなど、造酒司の平面規模を考える上で重要な知見が得られた。次に造酒司の南では幅約一五mの宮内道路SF一五八〇及びその南側溝SD一六〇〇、SD一六〇〇の北肩を切る土坑SK一六七三八、宮内道路を横切る南北溝SD一六七四二、これにかけられた橋SX一六七四三などを検出した。

木簡は計二九五六点出土した。造酒司内では区画内の西端を南流する溝SD三〇三五及びSD一六七三から各一点が出土した。宮内道路部では道路を横切る南北溝SD一六七四二から二七点(うち削屑一五点)、道路南側溝SD一六〇〇から二八〇八点(うち削屑二四九点)出土したほか、出土遺構不明の削屑一九点がある。

このうち南北溝SD一六七四二は幅約三・五～四・五m深さ約〇・七mを測る。このSD一六七四二の北端では、西から道路北側溝SD一六七四五が取りつき、北からは造酒司内の排水を南面築地下を通る木樋暗渠によって南へ排出するための溝SD一六七三一が

1995年出土の木簡



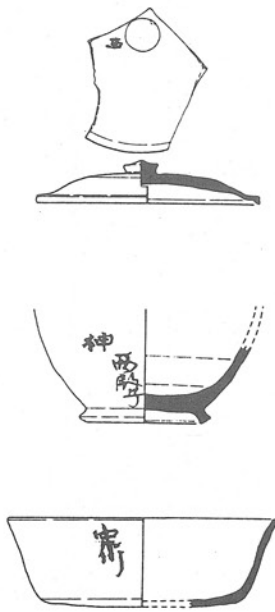
第250・259次調査遺構図



SK16738出土絵馬

流れ込んでいる。このため出土木簡の中には造酒司内から流出してきたものも含まれる可能性がある。

宮内道路南側溝SD一六〇〇は現状で幅約5m深さ約1mに及ぶ大規模な溝であり、西へ向かって流れている。溝の堆積状況は下層から小礫混灰褐粗砂、暗灰粘質土、灰褐粗砂、暗茶灰粘質土、茶灰粘質土となっており、このうち暗灰粘質土と灰褐粗砂中には場所により木屑を多く含む層がみられた。木簡は主として暗灰粘質土、灰褐粗砂、木屑層から出土した。このSD一六〇〇については今回の調査区の西延長部を第一五四次調査で検出している。この調査でも宝亀七年(七七六)の年紀をもつ木簡などが出土している(平城宮発掘調査出土木簡概報「一七一九八四年」)。今回の調査では主として奈良時代末にあたる平城宮土器編年Vに属する土器や、鳥形硯、人形、斎串、檜扇などが出土した。木簡のほか、文字資料として墨



S D11600 出土
墨書土器

書土器(「田」「西」「西宅」「神/西殿子」「中衛」「御」「酒」「酒司」「益頭」「四日大風/□廿七」)や、漆紙文書などがある。また、土坑SK一六七三八からは絵馬が二点出土した。

8 木簡の釈文・内容

南北溝SD三〇三五

- (1) 「丹後国加佐郡□太郷□□□□ (174)×23×4 039

南北溝SD一六七三三

- (2) ×鹿郡上郷三□部□□□ (127)×17×7 039

- (2)は丹波国何鹿郡か。

南北溝SD一六七四二

- (3) 「不能求食□□□□□□ (129)×14×2 081

- (4) 「□□□□□□□□□□ (111)×24×8 011

- (5) 「十一月 正月 二月 三月 (171)×12×3 019

- (6) 「若狭国三方郡□□□□□□□□□□ (240)×15×4 031

- (7) 「 $\angle$ 」 $\square\square\square\square\square\square$ 「【作物カ】受五斗
員百十四隻」
 $203 \times 17 \times 4$ 033

(3)は文書の一部か。年代を示すものとして郷里制下の(6)がある。
宮内道路南側溝SD一六〇〇

(8) ・主膳監解 申宿侍二人 高橋山守
安都都万呂
十一月廿二日秦一万
 $327 \times 37 \times 3$ 011 *

・「 $\times$ $\square\square\square$ 解」【膳監カ】申宿侍三人 秦一万
多米縣麻呂 安都都万呂
十一月廿三日秦一万
 $360 \times 39 \times 4$ 011

(9) 「主馬署解」
(69) $\times$ (17) $\times$ 1 081

(11) ・御書所宿 壬生塩代 五月廿二日
「阿刀綴良」
] $275 \times 19 \times 4$ 011

(12) 「奈良宮返抄」
右 $\square\square$ 【件カ】
(171) $\times$ (18) $\times$ 6 081

(13) 縫 御服所請鯨老拾陸隻 小鯛一升
安倍庭女 都努稗田
石川尾張 安倍藤子
已上四人日料依命婦
五月廿二日勝安麻呂
別当史生阿閑
 $326 \times 32 \times 3$ 011 *

(14) ・綾所請醬鰯漆合 人七口料 四月十日别当物マ弟益
・「行少属三嶋大調」
219 $\times$ 32 $\times$ 3 011 *

(15) ・御贖所請柏拾把 五月十三日酒部宅継
・「行 林浦海」
270 $\times$ 30 $\times$ 3 011 *

(16) ・御贖所柏廿把 五月十三日
史生稗田友勝
「 $\square\square\square$ 」(削り残り)
285 $\times$ 24 $\times$ 2 011

(17) 「人給所請骨海藻式升」【滑】 官人御料
六月四日] $235 \times 35 \times 4$ 011 *

(18) ・人給所請堅魚煎老合 御藥料
月廿日
「 $\square\square\square$ 」【直銭カ】 一貫五百卅五文
「 $\square\square\square$ 」【隻直銭カ】
(246) $\times$ (15) $\times$ 1 081

(19) ・人給所請荒炭二斗 煮骨料 柏六把。
三月廿六日。] $193 \times 24 \times 3$ 011

- (20) 「人給所」
 「」
 (99)×(12)×4 051
- (21) 「内作物所」
 (72)×29×2 019
- (22) 「所請飯四升半」
 「混混」
 小稻申
 (255)×(16)×2 081
- (23) 「令史曹司」
 「請力」
 (130)×(10)×5 081
- (24) 「泉遣使請塩」
 (別筆1) 彼充魚塗料
 (別筆2) 五月十七日栗前福足
 「行少属三嶋」
 (別筆1) 「大調」
 (別筆2) 「史生賀陽氏繼」
 (重書) 322×29×2 011
- (25) 「請字奴汁五合」
 「封」
 葱菰物料
 五月廿四日
 「史生武生三繼」
 288×35×4 011*
- (26) 「請塩」
 為焼皮并完塗所請如件
 五月七日
 「判少進安倍」
 (別筆1) 少属三嶋
 (別筆2) 「大調」
 242×32×3 011*

- (27) 「請飯式升」
 日下マ伊加知
 (料カ)
 八月廿一日
 国助
 266×20×4 011
- (28) 「請飯式升」
 服橋
 (127)×28×2 019
- (29) 「請食二升」
 土師未繼
 (足カ)
 忽忙 忽忙 忽忙 忽忙
 (146)×(18)×3 081
- (30) 「請折櫃志合」
 鏡形陸×
 行史生
 (164)×29×1 081
- (31) 「相替器参拾」
 (請力) (口カ)
 合器参拾
 (漆カ)
 (190)×(12)×2 081
- (32) 「主為用」
 御料替請
 (87)×(12)×3 081
- (33) 「請力」
 十片坏十口 片盤五口 合卅五口 右依 御坏
 (口カ) (口カ) (口カ) (口カ) (口カ)
 「充国助」 三月十八日高橋毛人麻呂
 (230)×(15)×3 081

- (34) ・☐[進カ]上☐窪坏五口十九口 ☐片盤三口故 ☐鏡形三口 ☐合卅四口
[☐坏四口故机二前][☐鏡カ]
- ・☐ ☐ ☐三月廿三日 高橋毛人麻呂
(251)×24×1 081
- (35) ☐片佐良甘
(64)×(13)×2 081
- (36) ・「衛士四人給夕食 ☐
- ・「判大進 十三日 小☐ (144)×28×2 081
- (37) ・「間食二升 茨田四藤 四月五日」
[☐×☐]
- ・「判大伴少進 充国助」 248×21×2 011
- (38) 「間食壹升給出房徒之」 (169)×28×2 019
- (39) 「用代給飯四升半 秦」 (113)×19×3 019
- (40) ・右☐務所作
- ・十四日☐量☐ (124)×20×4 081
- (41) ・☐申☐[請請カ]☐☐[大カ]属☐内舍人☐ (177)×(6)×4 081
- (42) ・宗宜マ豊万呂☐ ☐
[☐少カ]
- ・小進☐ ☐稻公 (174)×(30)×5 081
- (43) ☐年☐[正月カ]☐五日正六位上行山田連車☐[作カ]
(269)×(9)×8 081
- (44) 「大炊」 62×25×2 011
- (45) ・国万呂 千嶋 国持 大雀 ☐
- ・☐ ☐ 七人 (297)×(29)×10 081
- (46) ・山田人内厩
- ・人寶亀四☐[年カ] (73)×(12)×3 081
- (47) 大私福万二 (82)×(11)×2 081
- (48) 栗田大夫☐[所カ] (42)×(8)×2 081
- (49) 「☐[二カ]人 建部高継 堤嶋根」 124×28×5 011
- (50) ☐[上カ]等神☐ (28)×(11)×1 081
- (51) 大伴進三升☐[升カ] (45)×(22)×1 081

- | | | | | | |
|----|--|--------------------|----------------------------|----------------------|--------------------|
| 52 | 采女三升
[大俵力] [三升力]
□□□□□□ | (88) × (8) × 2 081 | (61) | 美農国厚見郡白米五斗
(イ、イ) | (183) × 16 × 2 059 |
| 53 | 糯米五斗二升
[黍力]
□□□斗三升 大豆二斗八合 小麦上同
胡麻子一斗三升 小豆二斗八合 油二升六合 | (62) | 若狭国三方郡耳郷戸主丸部真前 | 191 × (16) × 3 031 | |
| 54 | 前
[後力]
□□二升五合□□ | (63) | 丹
[波力]
□□□斗 | 247 × 22 × 6 031 | |
| 55 | 天平十四年 | (64) | 出雲国楯
[縫郡力]
□□沼田郷 | (124) × (24) × 5 039 | |
| 56 | [宝亀力]
□□四年四月十六日□□ | (65) | 播磨国
[播力] [飾力]
□□磨国□□ | (116) × (24) × 4 081 | |
| 57 | 閏十一月十八日田□□□□
[万呂力] | (66) | 英賀郷戸主日下マ□□同マ佐知万呂
[十カ] | (130) × 19 × 4 019 | |
| 58 | [高力] [春力]
□安郡□米 | (67) | 郡殖月郷白米五斗 | (110) × 21 × 6 019 | |
| 59 | 参河国播豆郡析嶋海部供奉□□ | (68) | 美作国勝田郡白米五斗 | (197) × 26 × 5 039 | |
| 60 | 伊豆国那賀郡那珂郷戸主矢田マ人成口
宇遅マ得足 調籠堅魚拾壹斤拾兩 | (69) | 備中 | (59) × (35) × 6 039 | |
| | 延暦元年十月十日 | | 專当郡司擬領外正七位上膳臣山守 | 308 × 32 × 4 031 | |

(70)	「>浅口郡川口□□	(137)×17×4	039	(81)	「大椎子」	79×10×3	051
(71)	「安那郡高迫郷千×	(84)×22×4	019	(82)	□衛士府宿□		091
(72)	御調郡白米五斗	(124)×(5)×3	081	(83)	□ ^{〔衛〕} 士 ^{〔府力〕} □		091
(73)	「>桜間郷日下マ国万呂小豆五斗	209×25×3	032	(84)	中衛		091
(74)	「 ^{〔讀〕} >岐国寒川郡造太郷精米五斗」	(169)×14×3	033	(85)	近衛從		091
(75)	「 ^{〔田脱力〕} 讚岐国山郡三谷郷凡直小野□	(94)×17×3	019	(86)	□ ^{〔衛力〕} 大志□		091
(76)	「延暦三年四月十一 ^{〔日〕} □	(85)×21×5	039	(87)	命婦		091
(77)	「>讚岐国三野郡勝間郷糯米 ^{〔五力〕} □>」	128×15×5	031	(88)	大伴		091
(78)	「伊予国周敷郡田乃郷」			(89)	大原史魚次		091
(79)	「荒木首真鳥一俵」	159×28×4	051	(90)	□上賀茂雄繼		091
(80)	中村郷戸主丸今赤戸口真魚女米五斗	(204)×28×5	081	(91)	車持朝臣年		091
	「>□郡御野郷守部思人調塩三斗>」			(92)	□河内国十三斛		091
	「>□ ^{〔郷丸マ臣力〕} 長 ^{〔郷丸マ臣力〕} □犬 ^{〔郷丸マ臣力〕} 」	(276)×39×6	031	(93)	参河国□		091
				(94)	□亀四□		091

(95) 延暦

091

(96) 寮飯九斗^(五カ)三月廿□

091

(97) 四月五日 『国助』

091

(98) 五日中宮女^(堅カ)□

091

年紀の記載としては、(46)の宝亀四年(七七三)、(55)の天平一四年(七四二)、(56)の(宝亀カ)四年、(60)の延暦元年(七八二)、(66)の延暦二年、(75)の延暦三年、(94)の□亀四□、(95)の延暦がみえる(このうち、木簡作成年を示すことが明白なものは(60)(66)(75)のみ)。なお、(57)に「閏十一月」とあるが、これが存在する年は奈良時代では霊龜二年、天平七年、宝亀四年だけである。天平一四年のものだけが突出して古いが出土位置が南北溝SD一六七四二が北から合流する地点より西、すなわち下流であり、北から流れてきて混入したものである可能性がある。このため、この一点を除外して考えると、他は奈良時代末から長岡京遷都(延暦三年一月)直前の年紀を示し、他の遺物の年代観と矛盾しない。

内容を見ると全体として文書木簡の割合が高いことが指摘できるが、この文書木簡はさらに内容上二つのグループに分けられる。第一のものは、春宮坊に対して被管官司から出された解である(8)(9)

(10)。(8)(9)はいずれも主膳監からの宿直報告、(10)は主馬署の解であるが、複数の被管官司の解がみえるので、これらは春宮坊本体から廃棄された可能性が高い。奈良時代末の皇太子としては他戸・山部(後の桓武天皇)・早良の三親王がいるが、比定についてはなお検討を要する。但し、(89)にみえる「大原史魚次」が宝亀七年三月二五日春宮坊写経所送文(『大日本古文書』〔編年文書〕二三一六一七)に自署する別当主兵署首大原魚次(『大日本古文書』は「首」を「正」に書き直したと解するが恐らくは逆)と同一人物であったとすると、山部親王(宝亀四年〔七七三〕立太子、天応元年〔七八一〕即位)の春宮坊である可能性がある。

第二のものとして、「所」などからの食料・食膳具請求文書がある。典型的な例(14)(15)などでは目下に請求する側の「所」の別当などの名が記され、裏面にこの請求に対し四等官、史生などが判(「行」の表記もある)を加え、決裁を行なっている。なお、(13)は「縫御服所」が管下の四人の女性に支給するための魚を請求したものであるが、裏面に四等官の判はない。あるいは本文中に命婦の宣により請求する旨が明記されているため、判が必要なかったのかも知れない。

さて、この四等官が所属する官司は、判官、主典の表記が「進」「属」であることから、職クラスであることがわかる。また、(15)に判を加えている「林浦海」は『続日本紀』延暦四年六月辛巳条に皇

后宮少属としてみえ、²⁶にみえる「少進安倍」は同日条の皇后宮少進安倍広津麻呂と一致する。以上のことから、これらの「所」は桓武天皇の皇后藤原乙牟漏（延暦二年四月一八日立后）の皇后宮職の下部組織である可能性が高い。この木簡群は複数の「所」からの文書を含んでいるため、皇后宮職本体あるいはその中の食料担当部局から廃棄されたのであろう。そうであるならば、食料請求木簡は判のないものも含め、皇后宮職の下部組織からの請求文書であると考えてよからう。

次に、この一群の食料請求木簡から指摘できる点を列挙したい。まず、これらの文書から、先述した通り官司内における食料請求、支給事務を復原することができる。これに関して言えば、²⁴²⁵²⁶のように、本文の一部や判の部分を抹消している例や、²⁵のように数量の部分に「封」と重ね書きしている例などがある。これが事務手続きの中でどの段階で行なわれたものかは不明であるが、食料支給事務が完了した時点で再利用を防ぐためになされた可能性はある。これらの例は請求物品が塩・宇奴汁（不明）に限られているが、食料の請求から支給に至る事務を考える上で興味深い資料である。

第二点目として、皇后宮職の下部組織としての様々な「所」の存在を知ることができるという点が挙げられる。食料を請求している「所」をみると、¹³の「縫御服所」、¹⁴の「綾所」、¹⁵¹⁶の「御贖所」、¹⁷²⁰の「人給所」などがある。このほか²⁴には「泉遣使」

がみえる。また、「所」の名を明記しないものも多数存在するが、このうち²⁷³³³⁷³⁹には目下に着名したり食料などを充てられている「国助」なる人物が共通してみえ、また食器を請求あるいは進上する³³³⁴の目下にはいずれも「高橋毛人麻呂」の名がある。したがってこれらは同一の部局に関わる文書であったことが推定できる。³³に「御坏」という文言があることからすれば、本主たる皇后の直近で奉仕する部局であらうか。

このほかの「所」として、¹¹の「御書所」、²¹の「内作物所」がある。但し、¹¹は宿直報告文書であり、他の主膳監解と同様に春宮坊に関わる可能性がある。また「内作物所」については、他の「所」には「内」の表記がないのに対し、これだけ「内」と断っており、これは内裏の作物所を皇后宮職の「所」と区別するためかもしれない。そこで、これらは皇后宮職管下の「所」からは除外したい。

いずれにしてもこれらからは様々な「所」の名が知られ、皇后宮職の下部機構の具体像を窺うことができる。従来、皇后宮職の研究は、正倉院文書に豊富な史料が残存していることもあって光明皇后のそれに集中していたが、今回の調査で新たな史料が得られた意義は大きい。なお²¹にみえる「内作物所」が「西宮記」巻八、所々事に記載のある内裏の作物所につながるものであるとすると、この作物所の初見史料となる。平安宮出土の「内酒殿」の木簡（本誌五一

頁」とともに内裏周辺に展開した「所」の研究に資することになる。

皇后宮に関連してつけ加えるならば、衛士に夕食を支給する文書³⁶⁾のほか、衛府に関わる内容を持つ削屑⁸²⁾・⁸⁶⁾がある。これらは皇后宮を衛府が警備したことを窺わせる資料である。

次に貢進物付札については、西海道以外の畿内六道にわたって国名がみえることが指摘できる。中でも、参河の贄⁵⁹⁾や伊豆の堅魚⁶⁰⁾の付札がみえること、讃岐のものが四点と多いことが注意される。但し、米の付札の中には南北溝SD一六七四二の上流にある造酒司内から流出したものが混入している可能性もある。

最後に今回の調査で出土した木簡を廃棄した機関の位置について触れておきたい。春宮坊関係の木簡が出土したことで、奈良時代末に春宮坊が今回の調査区の近くにあったことが推定できる。かつて平城宮東南隅を調査した第三二次調査で、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇、宮南面外堀かつ二条大路北側溝であるSD一二五〇、宮東面外堀かつ東一坊大路西側溝であるSD四九五一などから今回のものと類似する木簡が出土し、また、第三二次調査区の北方にあたる第一〇四次調査区でも、SD四九五一の上流部にあたると考えられる南北溝SD三三三六から同様の木簡が出土している。このことから、これらSD三四一〇・四九五一・三三三六などの上流すなわち北方に春宮坊が所在することを推定したが（平城宮木簡三（解説）一九八一年）、今回の調査でその可能性がさらに高まった。

しかし、具体的に春宮坊に比定し得る建物の遺構は検出されておらず、その位置は今後の調査の成果を待って考える必要がある。

また、藤原乙牟漏の皇后宮職関係の木簡が出土したことで、皇后宮職の少なくとも一部の機関が今回の調査区の近くにあったことが窺える。ちなみに、『平城宮発掘調査報告XII』（一九九一年）で、光仁天皇の皇后井上内親王や桓武天皇の皇后藤原乙牟漏の宮は内裏内に営まれたと推定したが、奈良時代末の皇后宮のあり方については、皇后の居所と皇后宮職の曹司との関係も視野にいて考察を深める必要がある。また、春宮坊関係木簡と皇后宮職関係木簡が共伴したことの意味も、今後検討すべき課題である。

なお、宮内道路南側溝SD一一六〇〇からは漆紙文書も一点出土したのでここで付言する。

×□十二

×□拾参歩^{〔伍カ〕} ×
得一町一段百八十

×段伯廿参歩^{損二}
得九段

×□拾肆歩^{損三}
得二段二百五十二

×拾伍歩^{損二} 〔一カ〕
得一町五段□

×損二

本文書は、漆付着面を外側に四ツ折にして廃棄されていたが、展開すると直径約一六cmの円形に復原できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または杯状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面（漆の付着していない面）に六行、五二文字確認できる。行間は二・一cm、字の大きさは本文で約一・〇cm×〇・八cm四方、双行部で約〇・九cm四方である。縦横の界線が確認されるが、界幅は現状では測定が困難である。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮域内からの出土、などの条件から、国からの京進文書とみてよからう。なお、表面には茶褐色の方格状を呈する幅約二mmの線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部として矛盾はないが、顕微鏡及びX線による観察によってもここに顔料は確認できなかった。今後の検討に課題を残す。また、紙背の状況は不明である。

内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」「得」(得田)の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は「二」「三」のみしか記載がなく、損率(二分・三分)の意味であろう。なお、二～四行目の得田積が三六歩の整数倍になっていることが注意される。現存する帳簿の中では、天平一二年遠江国浜名郡輪租帳(『大日本古文書』〔編年文書〕二二五八)の損戸の夾名部が類似した形態と内容を持ち、延喜主税式租帳条の記載もほぼ同様である。

本文書は租帳としての要件は満たしていると考えられるので、一応租帳様文書としておくことができる。しかし本文書は得田積を基準に記載している点で損田積を基準とする他の例と異なり、また、浜名郡輪租帳では損田・得田積が二四歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になっているのに対し、本文書が三六歩を基準としているとすると田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。

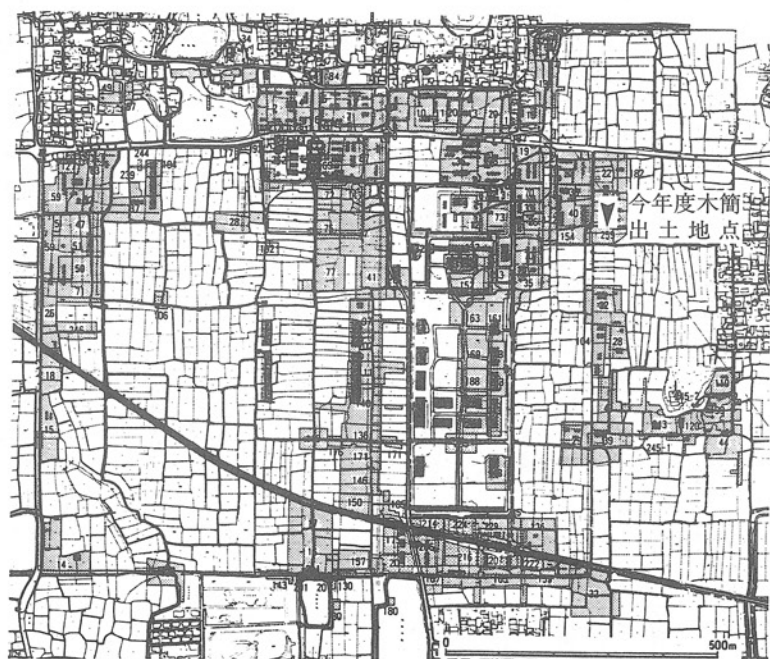
9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九六』(一九九七年刊行予定)

同『一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九六年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三三二(一九九六年)

(古尾谷知浩)



平城宮調査位置図

西日本出土の漆紙文書

佐藤宗諱・橋本義則「漆紙文書集成」(本誌九号)では、その冒頭に、漆紙文書の出土はほぼ全国にわたり、特定の地域に限られるものではないとの指摘がある。しかしながら、都城を含め、西日本における漆紙文書については、これまであまり注目されなかったのも事実である。しかし一九九五年には本号に掲載したように平城宮第二五九次調査、長岡宮第三〇一次調査、長岡京左京第三七三次調査でも漆紙文書が出土したことが知られる。また、平城京で過去に出土し、報告された漆紙文書を再調査した結果、紙背に今まで知られていなかった文書があることが明らかになった例もある(奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九六』一九九七年刊行予定)。

漆作業が行なわれた限り漆の蓋紙を用いることはあったはずで、漆の消費地であった都城はもちろん、西日本各地での出土、再発見の例が増加することが期待される。

(古尾谷知浩)